

# 新市基本計画の策定方針

## 1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」により、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上を図るよう適切に配慮して策定する。

なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的な内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

## 2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりの基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

## 3 計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、新市の基盤を形成するために、合併後10年間について定めるものとする。

## 4 計画策定の指針

- (1) 本計画の基本方針を定めるにあたっては、真岡市、二宮町を一体的な市と捉え、現状と課題を踏まえ、将来を見据えた長期的な視野に立つものとする。
- (2) 本計画の策定にあたっては、第9次真岡市勢発展長期計画及び二宮町第5次総合振興計画を基本とし、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待される効果等を十分に検証して定めるとともに、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮する。また、地域の特性を活かした振興整備を考慮し、国や県の上位計画等との整合性を図るものとする。
- (3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施するものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。
- (5) 本計画の策定に際しては、住民意向を踏まえるため、住民説明会等を実施するとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う課題への適切な対応に十分留意する。